第十管区海上保安本部（水路測量）公示第 20 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和８年 11 月４日

第十管区海上保安本部長　星﨑　隆（公印省略）

１　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（１）名称　鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課

（２）住所　鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番１ 号

２　水路測量を実施する区域及び期間

（１）区域　付図のとおり

（２）期間　令和８年 11 月 23 日から令和８年 12 月 28 日まで（うち 15 日間）

３　水路測量の実施方法

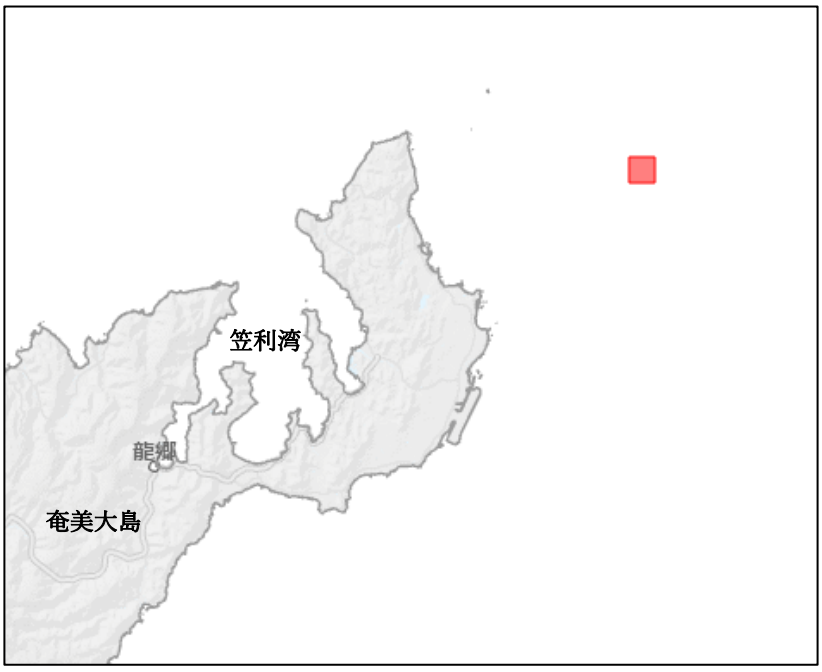
（１）測深　シングルビーム音響測深機を使用する

（２）測位　GNSS による

４　航行船舶に対する安全処置

作業船は水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲げる

（付図）奄美大島笠利沖　赤塗りで示す区域



「国土地理院（GSI）」